

# 飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策

## (第7弾) ※抜粋

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市民の生活や経済活動に様々な影響が生じていることから、市民や事業者の皆さんを応援するため、第7弾目となる緊急支援を取りまとめました。

## 1. 背景

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少していく中、国が示す「外出自粛の段階的緩和の目安」により、6月19日には県を跨ぐ移動や観光等が緩和されました。

しかし、市内での飲食・宿泊等の需要は少しずつ回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染のリスクがゼロになったわけではなく、市が実施している“安心安全宣言”事業者登録制度に登録されている飲食店等の割合は45%と低い状況です。加えて、未だ需要回復の兆しが見えないバス・タクシー、仕出し・宴会、酒小売などの事業者からは、今後の事業継続を不安視する声が上がっています。

雇用状況についても、パートの休業等による生活相談は長期化の様相を呈しており、更なる生活資金の支援が必要となるなど、影響は広く深く残っている状況です。

このことから、今回の緊急対策第7弾では、「コロナと共に生きる生活」を体現し、来るべき第2波に備えるため各事業者の感染対策を更にもう一段レベルアップする施策を展開し、感染者の発生状況を注視した上で、徐々に市内経済を前進させます。

あわせて、飛騨市総合政策指針にも掲げる「誰一人取り残さない」という考えのもと、生活資金支援の拡充を図りつつ緊急雇用対策を継続するとともに、これまで施策の手が届いていない取り残されている業種への支援を新たに追加するなど、総額約7,400万円、13点の追加施策を取りまとめました。

## 2. 概要

### 【ポイント】

- 来るべき第2波に対し予防措置に手を尽くしつつ、消費を取り戻し、経済を前進させる施策
- 事業者や市民を「誰一人取り残さない」支援
- **総額約7,400万円**の臨時補正予算措置

## バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援

（予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数）

需要回復が見込めない事業者への追加支援として、飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の支援対象に**タクシーやバス等の車両も追加し対象経費を全額（最大8万円）補助**することで、感染防止対策の更なる促進による需要喚起とあわせ、コミュニティ活動や飲食等の促進を図ります。

### ●事業の概要

飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の対象に、バス及びタクシー事業が実施する車両に対する感染防止対策を追加し支援します。

【対象者】 市内に本社又は営業所等を有するバス及びタクシー事業者

【対象経費】 所有する輸送車両に対する感染防止対策費用

（例）仕切りパネル・シート、消毒液、マスク、空気清浄機、  
非接触式体温計 等

【補助率】 バス 対象経費の10/10（上限8万円） 1台あたり

タクシー 対象経費の10/10（上限3万円） 1台あたり

【対象期間】 令和2年7月14日（火）～ 令和2年8月31日（月）

【申請方法】 所定の申請書により**実施前に申請**してください。

**（ただし、4月1日以降に既に購入されたものも遡及して対象とします。）**



## 「飛騨市あんしんバス旅」応援事業の創設

（予算額：15,000千円）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未だ需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行の利用促進を図るため、市民等が旅行等に利用する**バス1台につき最大5万円を支援**する制度を創設します。

### ● 制度の概要

#### 1. 補助対象者

バス運行事業者及び旅行会社

#### 2. 補助対象事業

- （1）市内に本社を置くバス運行事業者の貸切バスを利用した旅行等<sup>※</sup>
- （2）市内に本社または営業所を置くバス運行事業者の貸切バスを利用し、市内にて宿泊または昼食を利用した旅行等<sup>※</sup>

※ 宿泊または日帰りの募集型・受注型企画旅行、手配型旅行、バスの手配

#### 3. 補助額

- （1）上記（1）の場合、バス借上げ料の1/2を支援（**バス1台につき上限5万円**）
- （2）旅行会社が企画した11人以上の**旅行商品1企画につき2万円** ※（1）と併用可

#### 4. 補助条件

新型コロナウイルス感染予防対策を講じたバス及び旅行であること

#### 5. 対象旅行期間

令和2年7月14日（火）～令和3年3月31日（水）



#### 例 （1）を適用した場合

- ① 加賀温泉旅行1泊2日に職場20人で大型バスを使って出かけるぞ！  
大型バス1台 通常154,000円 → 支援により104,000円に！！（最大5万円）
  - ② 近場の奥飛騨温泉郷へ友達12人でゆっくり温泉旅行へ行きたいな！  
中型バス1台 通常77,000円 → 支援により38,500円に！！（1/2支援）
- ※ 記載のバス料金はあくまでも例であり、移動距離や時間によって変動します。

### ● 申請方法

- バス運行事業者及び旅行会社より、旅程内容と適切なコロナ感染防止対策を記載した申請書を事前に市役所に提出していただきます。
  - ※ 市民の皆さんが本制度をご利用される場合は、バス運行事業者及び旅行会社に通常どおりの旅行依頼をしていただければ利用可能です。

－詳細な手続き方法等は、近日中にホームページ等によりお知らせします－

【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463



# バスデータ活用大百科

バス実態調査とデータ活用方法が丸わかり！

- 中部運輸局では、乗合バス事業及び自治体等のコミュニティバス事業において、更なる利用者増と輸送の効率化を含む生産性向上を図るために必要な「利用実態の把握及びデータ活用の方法」を、「バスデータ活用大百科」として冊子に取りまとめました。
- 本書では、路線バスの利用実態把握及び結果の分析に係る標準的な手順を指し示すことで、目的に応じて適切な調査方法を選択してもらうことと、調査結果を正しく分析し活用できるよう、その方法論を示しています。
- 交通事業者やコミュニティバス運行自治体が日々運行している中でデータをどのように把握し有効活用していくか、また今後改善をしていく中で必要なデータが何なのか、本冊子を参考にしながら、バスの運行計画、ダイヤ作成、輸送実績等の分析に役立てて下さい。



## 本書の主な構成

- **こんな時にデータ・分析が使えます！**：担当者が知りたいことから、必要な調査・分析手法を逆引き検索！
- **調査方法×分析指標のインデックス**：様々な調査方法と分析可能な指標の関係を一覧整理！
- **利用実態の調査方法**：乗降調査、OD調査、ICカードなど多様な調査方法を解説！
- **利用実態を評価するための様々な指標と分析手法**：分析、評価のための切り口を紹介！
- **実態調査結果の効果的な見せ方**：先進事例をもとに、地図やグラフを用いた見せ方を紹介！

問合せ先  **中部運輸局 交通支援室**

TEL: 052(952)8050

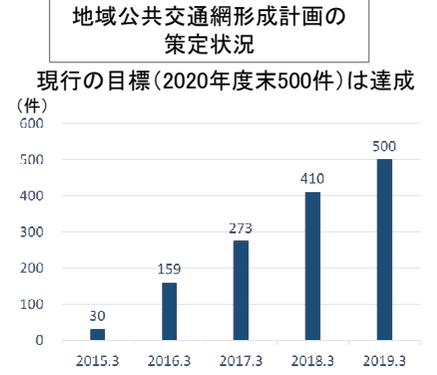
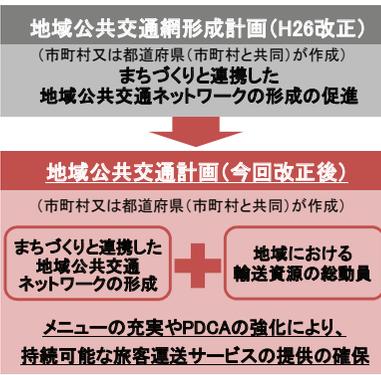
(ダウンロード先) <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/index.html>

ダウンロードは  
こちら！



## 地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
  - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
  - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
  - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
  - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
  - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
  - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
  - ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



## 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

### 輸送資源の総動員による移動手段の確保

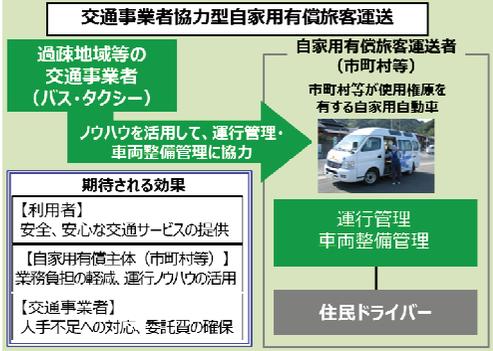
#### 地域に最適な旅客運送サービスの継続

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

実施方針に定めるメニュー例	
①	乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
②	コミュニティバスによる継続
③	デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
④	タクシー(乗用事業)による継続
⑤	自家用有償旅客運送による継続
⑥	福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

#### 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設 ⇒ **運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化 ⇒ **インバウンドを含む観光ニーズへも対応**



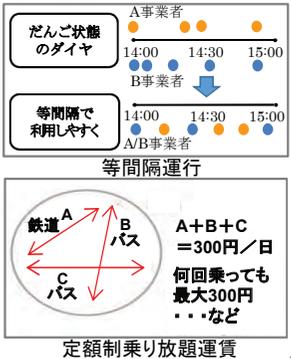
#### 貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設 ⇒ **旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
- 
- 貨客混載

## 既存の公共交通サービスの改善の徹底

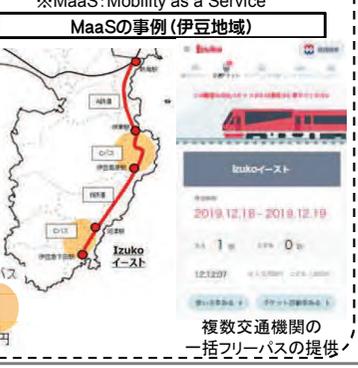
### 利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設 ⇒ 路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービスの改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



### MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設** ⇒ 交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaSのための**協議会制度を創設** ⇒ 参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**



## 交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
  - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備** ⇒ 交通ネットワークを充実
  - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備** ⇒ 複数の事業者の連携による物流効率化を促進

